

令和 8 年度 南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付候補者公募要領

1 総則

南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付（以下「補助金」という。）の募集については、この要領により実施するものとします。

2 制度の趣旨

南相馬市では、市民が安全・安心な医療サービスを受ける体制を整えるため、市内に不足する診療科の診療を新たに始める医師又は医療法人に対し、開設・大規模改修等、高額医療機器の更新にかかる費用、市内既存診療所の承継にかかる費用の一部を助成します。

3 募集診療科

- (1) 小児科
- (2) 産科
- (3) 耳鼻咽喉科
- (4) 皮膚科

※既存診療所の承継：医科全般

4 補助対象者の要件

- (1) 市内に住所を有する又は有する見込みであること（小児科、産科は除く）。
- (2) 市内に診療所等を開設すること。
- (3) 小児科、産科、耳鼻咽喉科、皮膚科のいずれかの診療を行うこと。（承継は除く）
- (4) 継続して10年以上診療する見込みがあること。
- (5) 相馬郡医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献すること。
- (6) 市の行う医療・保健・福祉事業に協力すること。
- (7) 相馬地域内の病院又は診療所に勤務していた医師は、原則として退職後1年経過していること。ただし、退職後1年未満であっても、当該医師と勤務していた診療所等の双方の合意に基づき退職が成立した場合又は当該医師の退職後も勤務していた診療所等の診療体制が維持されている場合はこの限りではない。
- (8) 令和9年3月31日までに事業を完了（支払いを含む。）できること。

5 補助対象経費の範囲及び補助金の額

次頁の別表をご覧ください。なお、以下の点にご注意ください。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額で、上限5,000万円とし、予算の範囲内において交付します。
- (2) この補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、それらの収入を控除した額を補助対象額とします。
- (3) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

別表

		市長が公募する診療科を開設又は維持する場合			市内既存診療所を承継した場合
		市内に診療所等を開設する場合	市内既存診療所において、診療科を増設する場合	既存診療所等において、診療に直接必要な高額医療機器を更新する場合	
補助の対象となる医師等の条件	共通事項	(1) 一般社団法人相馬郡医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献すること。 (2) 市が行う医療・保健・福祉事業に協力すること。			
	個別事項	診療に直接必要な医療機器等を購入又は賃借若しくはリースすること。	(1) 当該診療科の常勤医師を増員すること。(必須) (2) 既存建物の大規模改修を行うこと。 (3) 診療に直接必要な医療機器等を購入又は賃借若しくはリースすること。 ※(2)及び(3)は、どちらか一方のみ可	更新する医療機器更新の費用が1,000万円を超え、更新しなければ、診療科の維持に支障を来すこと。	
		(1) 相双医療圏の相馬地域内の診療所等に勤務していた医師については、原則退職後1年以上経過していること。ただし、退職後1年未満であっても、当該医師と勤務していた診療所等の双方の合意に基づき退職が成立した場合又は当該医師の退職後も勤務していた診療所等の診療体制が維持されている場合はこの限りでない。 (2) 市内に住所を有するまたは有する見込みであること(小児科及び産科の場合を除く)。 (3) 市内で継続して10年以上診療する見込みがあること。			
	補助の対象となる経費	(1) 診療所の用に供する建物の建築費または取得費 (2) 診療所の用に供する土地、建物の賃借料 (3) 診療に直接必要な医療機器等及び備品の購入経費 (4) 診療に直接必要な医療機器等の賃借料、リース料 (5) 開設に係る委託料	(1) 既存施設の大規模改修に係る工事請負費 (2) 必要に応じ診療に直接必要な医療機器等及び備品の購入経費 (3) 診療に直接必要な医療機器等の賃借料、リース料 (4) 開設に係る委託料	(1) 医療機器の購入経費 (2) 医療機器を搬入する際に生じる工事費 (同時に複数の医療機器の更新を認める。)	(1) 診療所の用に供する建物の建築費または取得費 (2) 既存施設の改修に係る工事請負費 (3) 診療に直接必要な医療機器等及び備品の購入経費 (4) 承継に係る委託料 (5) その他医業承継に係る費用
補助率	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	
補助上限額 (1診療所等当たり)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	
補助金交付回数の上限 (1診療科当たり)	1回 ただし、診療所の用に供する土地、建物の賃借料及び診療に直接必要な医療機器等の賃借料、リース料については、この限りでない。	1回 ただし、診療に直接必要な医療機器等の賃借料、リース料については、この限りでない。	1回	1回	

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

6 公募申請書の提出

補助金の交付を受けようとする医師等は、事業着手前に公募申込書に必要な書類を添えて提出してください。なお、承継については、事前協議を要しますので承継を検討の方はお早めにご相談ください。

(1) 提出書類

- ①南相馬市地域医療提供体制整備補助対象者公募申込書(様式第1号)
- ②医師免許証の写し
- ③保険医としての証の写し
- ④診療の用に供する施設を新規開設又は改修する場合
 - ・建物平面図(改修にあっては、改修前後の平面図)
 - ・設計見積書(工種別内訳書及び工種別明細書を含む。)
- ⑤診療の用に供する土地又は建物を借用する場合
 - ・賃貸借契約の内容が確認できる書類
- ⑥診療の用に供する医療機器等を購入又は賃借若しくはリースする場合
 - ・見積書(カタログを含む。)

- ・賃貸借契約の内容が確認できる書類若しくはリース契約の内容が確認できる書類
- ・医療機器等購入等一覧
- ⑦診療の用に供する建物を取得する場合（土地は該当しません。）
 - ・当該建物に係る不動産登記簿謄本の写し
- ⑧承継した場合
 - ・福島県知事に対する開設届の写し又は開設許可(届出)事項の変更届の写し及び東北厚生局に対する保険医療機関指定申請書又は保険医療機関届出事項変更（異動）届の写し
- ⑨その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※郵送の場合は、令和9年3月31日の消印があるものは有効とします。

(3) 提出部数

1部

(4) 問合せ・提出先

南相馬市健康福祉部健康づくり課

975-0011

福島県南相馬市原町区小川町322-1（原町保健センター）

電 話 0244-24-5259

FAX 0244-23-4525

(5) 提出方法

- ① 公募申込書の提出は、原則持参してください。ただし、持参できない場合は郵送でも受け付けますが、郵送する場合は、簡易書留、配達記録等の配達されたことが証明できる方法により郵送してください。
- ② 天災その他やむを得ないと認められる事情がある場合を除き、提出期限内に提出先に到達しなかった公募申込書は無効とします。
- ③ 公募申込書に虚偽の記載又は不備等がある場合は、審査の対象となりません。

7 公募申込書の審査

(1) 審査の方法

補助金交付の候補者（以下「補助金交付候補者」という。）の選定にあたっては、南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて、申請者から提出された応募申込書の内容について書類審査を行い、補助金交付候補者を決定します。

また、審査委員会の議事録及び審査内容については非公開となります。

なお、提出された公募申込書の審査資料は返還しないほか、補助金交付候補者の

決定に関わる審査の経過に関する問い合わせについてはお答えできませんのでご了承ください。

(2) 審査結果の通知

市長は、補助金交付候補者となった申請者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては、補助金交付候補者にならなかった旨を通知します。

なお、補助金交付候補者となった方への通知は、補助金の対象となったことのお知らせするものであり、補助金の交付は別途、南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付要綱に基づく所定の手続きを経て正式に決定されることになるのでご注意ください。